

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

データ要件・連携要件標準仕様書の 令和8年9月末改定スケジュール（予定）について

2026/8 地方業務システム基盤チーム

令和 8 年 9 月末のデータ要件・連携要件標準仕様書の改定について

○令和 8 年 9 月末に改定予定のデータ要件・連携要件標準仕様書は以下のとおりです。

①業務標準仕様書の改定に伴い、以下のデータ要件・連携要件標準仕様書（各論）の改定を予定しています。

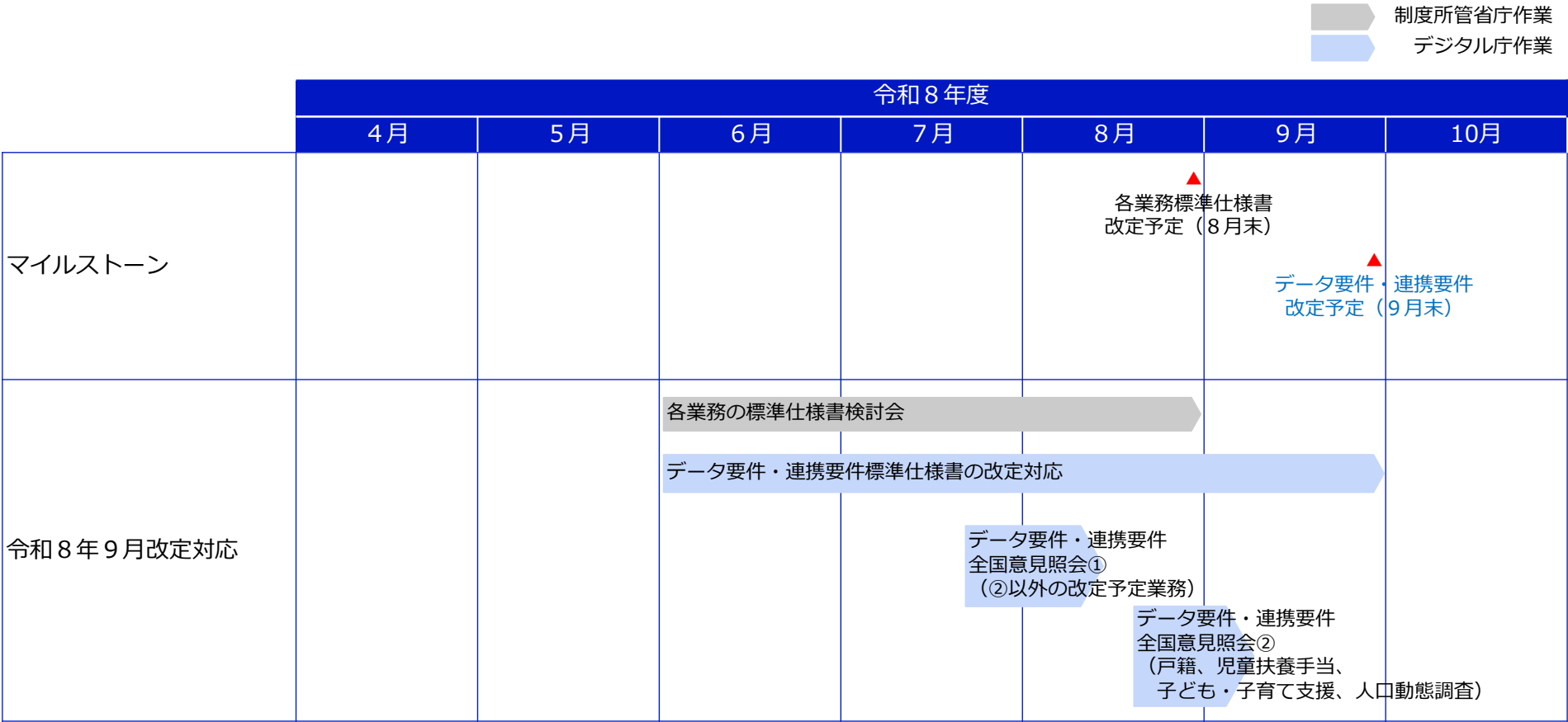
戸籍	地方税	健康管理	児童扶養手当	障害者福祉
国民健康保険	子ども・子育て支援			

②業務横断的に統一が必要な表記の修正として、以下のデータ要件・連携要件標準仕様書の改定を予定しています。

総論	住民基本台帳	印鑑登録	戸籍の附票	選挙
学齢簿編製等	就学援助	生活保護	介護保険	後期高齢者医療
国民年金	児童手当	レセプト管理（生活保護）	人口動態調査	火葬等許可
特定健診等				

- ※ 1 業務横断的に統一が必要な表記の修正は、システム名称、数値の全角・半角表記、算用数字表記及び句点の有無の統一等であり、システム開発への影響が生じない範囲での軽微な修正を想定しています。①についても該当します。
- ※ 2 PMOツール等で接到したご意見等のうち、データ要件・連携要件標準仕様書の改定が必要な業務については、①及び②の改定に併せて反映を行います。
- ※ 3 現状の予定であり、改定内容の調整状況、標準仕様書改定案の公開状況等により、変更となる場合があります。

データ要件・連携要件の改定スケジュール予定（令和8年9月末まで）



（※）上記は現状の予定となります。改定内容の調整状況、標準仕様書改定案の公開状況等により、変更となる場合があります。

コピーライトポリシー

本資料に掲載している情報（以下「コンテンツ」といいます。）の著作権は、特記されていない限りデジタル庁に帰属し、特段の権利表記がない限り、「[公共データ利用規約（第1.0版）](#)」（PDL1.0）または互換性のある「CC BY 4.0（クリエイティブコモンズ-表示 4.0 国際）」に従う範囲で利用できます。

PDL1.0 のうち、本資料独自の出典記載例や本ルール適用を受けないコンテンツ等、資料によって内容が異なる部分の情報についてはデジタル庁ウェブサイトの「[コンテンツの利用に係るPDL1.0に関する重要情報](#)」を参照してください。

デジタル庁

Digital Agency